

## 「大阪都市魅力創造戦略2025（仮）」たたき台（案）

【目指すべき都市像ごとの施策項目および主な施策】

※下線・・・新規項目

| 9 大阪の成長を担うグローバル人材が活躍する都市  | 10 出合いが新しい価値を生む多様性都市  |
|---|---|
| <p>① グローバル人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>英語教育の充実</li> <li>海外の大学等への進学支援などによるグローバル人材の育成</li> <li>海外進学後の大阪での活躍支援</li> </ul> <p>② 外国人留学生等の高度人材育成・活躍支援・定着支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ビジネス日本語資格の取得促進・企業啓発</li> <li>大学等と連携した大阪企業への就職支援</li> <li>外国人留学生の地域での活躍機会の創出</li> <li>外国人留学生等の起業支援</li> </ul> | <p>① 在住外国人の安全・安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人多言語相談機能の充実</li> <li>災害時における多言語支援の強化</li> <li>多言語化の促進、やさしい日本語の普及</li> </ul> <p>② 国際競争力を有するビジネス拠点としての大阪の魅力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成長分野での産業振興やイノベーション創出の推進</li> <li>中小企業の国際ビジネス交流の促進</li> <li>外国人留学生等の起業支援【再掲】</li> <li>外国企業等の誘致、定着促進（外国人駐在員等への生活支援等）</li> </ul> <p>③ 大都市大阪の活力を統合した都市外交の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪の魅力や強みの効果的な海外への発信</li> <li>府市それぞれの都市間ネットワーク・外交ノウハウを相互に活用した交流推進</li> <li>総領事館とのネットワークを活かした情報発信の強化</li> <li>地域特性を活かした国際協力</li> <li>成長著しいアジアとの交流や先端産業分野での欧米等との交流の促進を通じた相互利益の実現</li> </ul> |

① 人材像が反映されているものにすべき

## 「グローバル人材」とは②

- 「グローバル人材」の定義

- 「グローバル人材」の概念を整理すると、概ね、以下のような要素。
- 要素Ⅰ：語学力・コミュニケーション能力
  - 要素Ⅱ：主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感
  - 要素Ⅲ：異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティ
- このほか、幅広い教養と深い専門性、課題発見・解決能力、チームワークと（異質な者の集団をまとめる）リーダーシップ、公共性・倫理観、メディア・リテラシー等。
- グローバル人材の能力水準の目安を(初歩から上級まで)段階別に示すと、
- ① 海外旅行会話レベル
  - ② 日常生活会話レベル
  - ③ 業務上の文書・会話レベル
  - ④ 二者間折衝・交渉レベル
  - ⑤ 多数者間折衝・交渉レベル
- この中で、①②③レベルのグローバル人材の裾野の拡大については着実に進捗。今後は更に、④⑤レベルの人材が継続的に育成され、一定数の「人材層」として確保されることが極めて重要。

(出典)「グローバル人材育成推進会議中間まとめ」(2011年6月) グローバル人材育成推進会議 3

語学力（英語として限定もされていない）は道具、手段であり目的ではない

## 国際的視野の涵養と留学機運の醸成

平成24年度予算額(案) 82,922千円(新規) (うち日本再生重点化措置 82,922千円)

### 【趣旨】

グローバル化が加速する21世紀の世界経済の中にあつては、豊かな語学力・コミュニケーション能力や異文化体験を身に付け、国際的に活躍できる「グローバル人材」を我が国で継続的に育てていくことが必要

グローバル人材の育成のため、高校生等に国際的な視野を持たせるとともに、海外留学への機運を高めさせることに資する以下の取組を行う都道府県を支援

### ③ 支援メニュー

#### ① 「高校生留学等推進協議会」の開催

高校生留学等を推進するための協議会を各都道府県内で開催する。

【協議会のプログラム例】

- 高校留学経験者(OB・OG)による体験講話及び留学相談
- 世界銀行などの国際機関や民間企業における海外駐在経験者等による講演
- 高校生の留学・交流を扱う民間団体による留学相談

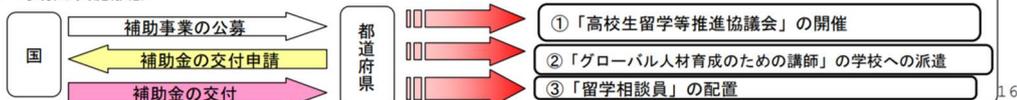
#### ② 「グローバル人材育成のための講師」の学校への派遣

海外勤務・留学等の経験者を特別非常勤講師として、都道府県内の高等学校や小学校、中学校に派遣し、国際理解教育や国際的な職業への関心を喚起する授業を実施する。(各学校に特別非常勤講師を派遣して、巡回指導などを行う。)

#### ③ 「留学相談員」の配置

高校生が安心・安全に海外留学を行えるよう、都道府県内に留学相談員を配置し、留学に関する問合せや助言など、各種相談に対応する。

### ④ 事業の実施形態



## トビタテの留学 X キャリア支援

TOP > トビタテ! 留学 JAPAN > 留学 X キャリア応援宣言

### 留学 X キャリア応援宣言

文科省及び独立行政法人日本学生支援機構では、より多くの学生の皆さんが海外留学にチャレンジし、その経験をいかしてキャリアを形成していくのを応援するため、「トビタテ! 留学 JAPAN 日本代表プログラム」を支援いただいている企業・団体と一緒に、就活等にも役に立つ情報を発信していきます。

今年も企業の採用選考活動は6月1日以降に開始されますが、6月以降に留学を終えて帰国する学生も多いため、トビタテ支援企業にアンケートを行い、7月以降も採用活動を行う企業のリスト(2020年7月1日現在、89社)を作成しました。

あわせて、留学を就活やその後のキャリアに活かした先輩からのメッセージや、企業の人事に“求める人材像”や“留学の価値”について伺ったお話なども掲載しています。

これからも様々な情報を発信していきますので、留学中の皆さん、そして、これから留学しようと思っている皆さんは、こうした情報をこまめにチェックし、留学計画、キャリア形成・就職活動に役立ててください。

なお、面接は7月以降対応可能な企業でもエントリーはそれ以前に提出が必要であるなど、企業ごとに募集条件が異なる場合がありますので、リンク先企業の募集条件を十分にご確認ください。

パンデミック直下・直後での「海外派遣留学」支援は従前と大きく変わるべき

## ②外国人留学生の高度人材育成

高度人材の定義：ジェトロ 2020年4月

新旧対照表（対象ページ：高度外国人材とは）

| 新   | 旧   | 備考   |
|---|---|--|
| <p>本ポータルサイトでは、この中でも次の1～3を同時に満たす人々を高度外国人材と見做し、彼らの活躍を応援しています。</p> <p>1. 在留資格「高度専門職」と「専門的・技術的分野」に該当するもののうち、原則、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「経営・管理」、「法律・会計業務」に該当するもの</p> <p>2. 採用された場合、企業において、研究者やエンジニア等の専門職、海外進出等を担当する営業職、法務・会計等の専門職、経営に関わる役員や管理職等に従事するもの</p> <p>3. 日本国内または海外の大学・大学院卒業同等程度の最終学歴を有している</p> | <p>本ポータルサイトでは、この中でも次の1～3を同時に満たす人々を高度外国人材と見做し、彼らの活躍を応援しています。</p> <p>1. 在留資格「高度専門職」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「企業内転勤」等のいわゆる「専門的・技術的分野」に該当するもの</p> <p>2. 採用された場合、企業において、研究者やエンジニア等の専門職、海外進出等を担当する営業職、法務・会計等の専門職、経営に関わる役員や管理職等に従事するもの</p> <p>3. 日本国内または海外の大学・大学院卒業同等程度の最終学歴を有している</p> | <p>（変更理由）</p> <p>取り組みにおいて想定している高度外国人材像により近いイメージを持っていただけよう、2020年4月1日より先のとおり記載を変更しました。</p> |

高度専門職に該当する外国人材

ギジコクに該当する外国人材

双方に対するキャリア支援・活躍支援・定着支援は、色を変える必要がある

第5表 都道府県別 在留資格別 在留外国人 (総数)

| 都道府県 | 総数        | 教数    | 授   | 芸     | 術   | 宗   | 教     | 報  | 道  | 2万          |             |             |             |             | 経営・管理   | 法律・<br>会計業務 | 医 | 療 | 研 | 究 | 教 | 育 | 技術・人文知<br>識国際業務 | 企業内転<br>勤 |
|------|-----------|-------|-----|-------|-----|-----|-------|----|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|-------------|---|---|---|---|---|---|-----------------|-----------|
|      |           |       |     |       |     |     |       |    |    | 高度専門<br>職1号 | 高度専門<br>職1号 | 高度専門<br>職1号 | 高度専門<br>職2号 | 高度専門<br>職2号 |         |             |   |   |   |   |   |   |                 |           |
| 総数   | 2,232,189 | 7,651 | 433 | 4,397 | 231 | 297 | 1,144 | 51 | 16 | 18,109      | 142         | 1,015       | 1,644       | 10,670      | 137,706 | 15,465      |   |   |   |   |   |   |                 |           |
| 大阪   | 210,148   | 545   | 25  | 312   | 7   | 15  | 30    | -  | 5  | 1,292       | 1           | 130         | 69          | 568         | 10,471  | 636         |   |   |   |   |   |   |                 |           |

1,342

第5表 都道府県別 在留資格別 在留外国人 (総数)

| 都道府県 | 総数      | 教数  | 授  | 芸   | 術 | 宗   | 教   | 報  | 道  | 高度専門<br>職1号 | 高度専門<br>職1号 | 高度専門<br>職1号 | 高度専門<br>職2号 | 高度専門<br>職2号 | 経営・管<br>理 | 法律・<br>会計業務 | 医   | 療   | 研     | 究 | 教 | 育 | 技術・人文知<br>識国際業務 | 企業内転<br>勤 | 介護 | 興 | 行 | 技 | 能 | 特<br>1 |
|------|---------|-----|----|-----|---|-----|-----|----|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-------------|-----|-----|-------|---|---|---|-----------------|-----------|----|---|---|---|---|--------|
|      |         |     |    |     |   |     |     |    |    |             |             |             |             |             |           |             |     |     |       |   |   |   |                 |           |    |   |   |   |   |        |
| 大阪   | 255,894 | 499 | 24 | 354 | 2 | 110 | 405 | 50 | 20 | 2,831       | -           | 395         | 58          | 710         | 23,590    | 1,125       | 108 | 257 | 2,047 |   |   |   |                 |           |    |   |   |   |   |        |

大阪府下の企業の需要 (どのような人材を求めているか) を反映させて具体化を

### 外国人の起業

起業を志す外国人が「経営・管理」の在留資格の認定を受けるためには、出入国在留管理局への申請時に、事務所の開設に加え、常勤職員を2名以上雇用するか、資本金の額又は出資の総額が500万円以上必要であるなどの要件を整えておく必要があります。

近畿経済産業局 中小企業政策調査課資料

#### 【解説】国家戦略特区「入管法の特例」

一部の自治体では2015年9月より、国際戦略特区を活用した「外国人創業活動促進事業」を行っている。(福岡市、東京都、新潟市、今治市、仙台市、広島県、愛知県)。  
「経営・管理」の在留資格の取得には、上述の条件があるが、創業活動計画等を提出し、当該自治体が事業計画等の確認を行うことでP6記載の条件を満たすことなく、特例として6か月間の在留資格「経営・管理」が認められる。

#### 【解説】スタートアップビザ (外国人起業活動促進事業に関する告示)

- ・経済産業省は、法務省とともに、外国人が起業しやすい新たな制度を新設。  
(2018年12月28日公布・施行)
- ・外国人起業家を支援する意欲のある地方公共団体が策定する「外国人起業活動管理支援計画」を経済産業省が認定し、認定された計画に基づき地方公共団体が管理・支援等を行う外国人起業家は、最長で1年間、起業準備活動のために入国・在留することが可能となる。
- ・原則、新規に入国する外国人を対象とする国家戦略特区の特例とは異なり、留学生も利用が可能。

## 2. 外国人起業家の類型

- 当局のヒアリングをもとに外国人起業家をルーツごとに分類すると、下記3類型に分類される。

### 留学生起業家



日本の大学・大学院、専門学校で留学経験がある起業家。

### スピンアウト型外国人起業家



日系企業での経営・就労経験がある外国人起業家。

### 進出型外国人起業家



起業目的で来日する外国人起業家。

## 2. 外国人起業家の類型（留学生起業家①）

### 留学生起業家



#### 【特徴】

- ① 新技術、新ビジネスモデルで急成長を志向する起業家が比較的多い。
- ② 在学時から起業意識が高い。
- ③ 日本語能力は比較的高い。
- ④ 日本への定着率が高い。
- ⑤ 日本の慣習・企業文化へ一定の理解がある。
- ⑥ 人脈・土地勘があり、留学した地域で起業する傾向がある。
- ⑦ 起業前（留学時）に日本の銀行口座を有している。
- ⑧ 資金力は低いケースが多い。

比較的スムーズに日本でのビジネスが可能

資金力に難あり

#### 【関係者の声】

- ・入学時の面接で、起業を希望している学生が増えている印象がある。（専門学校）
- ・留学生は日本語が扱え、日本の銀行口座を有している者が多いため、在留資格取得が比較的スムーズ。（行政書士）
- ・東大阪など、ものづくりの地盤があるため、あえて関西で起業した。（外国人起業家）
- ・専門学校OBにベンチャーキャピタルを紹介してもらい、資金調達につながったケースもあり、人脈は重要。（専門学校）
- ・在留資格取得の条件である資本金500万円の用意は厳しい。大学の先輩の紹介者から資金援助をしてもらったため、在留資格が取得できた。（外国人起業家）